

議案第29号

磐田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年2月18日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市消防団条例の一部を改正する条例

磐田市消防団条例（平成17年磐田市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第8条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条中「任命権者又は任命権者の定める上級者の面前で」を「任命権者に対し、」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

第13条中「報酬」を「年額報酬」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条に次の1項を加える。

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次のとおり出動報酬を支給する。

(1) 災害の場合（警戒の場合を含む。） 1日につき 8,000円

(2) 訓練等の場合 1日につき 3,000円

第14条第1項中「が水火災」を「が災害」に、「においては、次のとおり」を「又は公務のため旅行する場合は、磐田市職員等の旅費に関する条例（平成17年磐田市条例第57号）の例により」に改め、「水火災の場合 1回につき 2,000円」、「警戒の場合 1回につき 2,000円」及び「訓練の場合 1回につき 2,000円」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

磐田市消防団条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>水火災その他の災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに<u>出動し、職務に従事</u>しなければならない。</p> <p>(宣誓)</p> <p>第12条 新たに団員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級者の面前で別記様式による宣誓書に署名</u>してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>(追加)</p> <p>第13条 団員には、別表に定める報酬を6月及び12月の2期に分けて支給する。</p> <p>(追加)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次のとおり</p> <p>_____費用弁償を支給する。</p> <p>水火災の場合 1回につき 2,000円</p> <p>警戒の場合 1回につき 2,000円</p> <p>訓練の場合 1回につき 2,000円</p> <p>2. 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行したときは、<u>磐田市職員等の</u></p>	<p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに<u>出動し、職務に従事</u>しなければならない。</p> <p>(宣誓)</p> <p>第12条 新たに団員となった者は、<u>任命権者に対し、</u>_____別記様式による宣誓書を提出してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>2 _____ 団員には、別表に定める年額報酬を6月及び12月の2期に分けて支給する。</p> <p>3 _____ 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次のとおり出動報酬を支給する。</p> <p>(1) 災害の場合(警戒の場合を含む。) 1日につき 8,000円</p> <p>(2) 訓練等の場合 1日につき 3,000円</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は公務のため旅行する場合は、<u>磐田市職員等の旅費に関する条例(平成17年磐田市条例第57号)の例により費用弁償を支給する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(削除)</p>

現行	改正案
旅費に関する条例（平成17年磐田市条例第57号）の例により費用弁償を支給する。	